

◎運営方法についての検討資料

方 式	直営（自治体診療所）	直営（国保直診）	指定管理	地方独立行政法人	業務委託
関係省令等 (根拠法令)	(地方自治法)	(地方自治法・国保法)	地方自治法	地方独立行政法人法	地方独立行政法人法
受託主体 (設置主体)	(地方公共団体が設置する施設)	(国民健康保険の保険者が設置する施設)	法人、その他の団体 ※法人格は必ずしも必要ではない。ただし、個人は不可。	地方公共団体が設立する法人	限定期はない。※議員、長についての禁止規定あり（地方自治法第99条の2、142条）。
法的性格 (役割機能)	(主として地域の医療水準の向上、民間医療機関の進出期待でない地域の医療を確保するために設置、医療のサービスの提供に専念する)  ※国民健康保険被保険者だけではなく、住民の誰もが利用できる施設。	(地域の医療を確保、医療サービスの水準の向上、民間医療機関の進出が期待できない地域の医療を確保するために設置、医療のサービスの提供に専念する)  ※国民健康保険被保険者だけではなく、住民の誰もが利用できる施設。	「管理代行」 指定（行政処分の一種）により、公の施設の管理権限を指定を受けたものに委任 指定処分は請負契約ど異なるため入札手続きの対象とならない。	住民の生活や地域社会・地域経済の安定など公共上の見地から、その地域において確實に実施される必要がある事務・事業のうち、地方公共団体が直接実施する必要はないもので、民間に委ねると適切に実施されないおそれがあるものを効率的・効果的に行うために、地方独立行政法人法の定めに基づいて地方公共団体が設立する法人。	「私法上の契約関係」 契約に基づく個別の事務または業務の執行の委託
公の施設の管理権限			指定管理者が有する。※「管理の基準」「業務の範囲」は、条例で定めることが必要。	地方公共団体が設立する法人	設置者たる地方公共団体が有する。
(1)施設の使用許可等			指定管理者が行うことができる。	受託者はできない。	
(2)管理の基準及び業務の範囲の規定方法			条例で定める。	契約で定める。	
(3)指定管理者の決定・管理制度を行わせる期間			施設ごとに、議会の議決を経て決定。	議会の議決は不要。 施設ごとに契約で定める。	
(4)基本的な利用条件の設定			地方公共団体 (指定管理者はできない。) ※条例で定めることが必要。	地方公共団体 (受託者はできない。)	地方公共団体
公の施設の設置者としての責任			地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体にも責任が生じる場合がある。
(1)利用者に損害を与えた場合					地方公共団体にも責任が生じる場合がある。

利用料金制度			採用することができる。 ※条例で定める範囲内で料金設定が可能。	採用することはできない
(国の助成) 助成の対象となる)	(地方交付税や国の医療政策的助成の対象となるほか国民健康保険の助成が受けられる)			
(条例等) (病院又は診療所の設置条例(規定)を定める)	(国民健康保険条例に保健事業の一環として病院又は診療所の設置を規定する) 国保直診の設置条例(規定)を定める)			
(会計) (特別会計) (地方自治法第209条)	(国民健康保険特別会計直診勘定)			

### メリットとデメリット

直営(自治体診療所)	直営(国保直診)	その他(指定管理者制度)	行政独立法人
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の医療水準の向上、民間医療機関の進出期待できない地域の医療を確保するために設置、医療のサービスの提供に専念できる</li> <li>・地方交付税や国の医療政策的助成(医療施設・設備等整備費等の対象となる)が受けられる。</li> <li>・経営への負担が軽減され、医療業務に専念できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保直診が取り組む地域包括医療・ケア(住民に保健、医療、福祉、介護サービスを一括的、総合的に提供する仕組み)により、住民の健康、福祉の向上とまちづくりにつながる。</li> <li>・国保直診には地方交付税が交付される他、国保直診が行う地域包括医療・ケアの保健事業や施設整備等に対し、国(国民健康保険)から様々な助成が受けられる。</li> <li>・経営への負担が軽減され、医療業務に専念できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者等の独自のノウハウを最大限に活用することにより、利用者の多様なニーズに対し、より効果的、効率的に対応でき、市民サービスの向上が図れる。</li> <li>・利用料金制度を採用することで、創意工夫による効果的・効率的な運営により経費の削減が図れる。</li> <li>・医師確保や業務等の事務の軽減が図れる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定の迅速化が図れる。</li> <li>・安定的、専門的な人材確保が図れる。</li> <li>・弾力的、効果的な経営管理が図れる。</li> </ul>
メリット デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度改正や運営に係る予算や条例改正に関する承認を受ける必要があり、業務執行等に時間を要する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度改正や運営に係る予算や条例改正に關し、議会等の承認を受ける必要があり、業務執行等に時間を要する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者の動きに左右されることが多く、長期的に安定した運営が出来にくい。</li> <li>・業務量が増大する。</li> <li>・設立団体との政策論議が運営する。</li> <li>・移行準備に時間がかかりすぎる。</li> </ul>
備考 (用語解説)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直営診療所(自治体診療所)とは = 地方公共団体が設置する施設</li> <li>・直営診療所(国保直営診療所)とは = 国民健康保険の保険者が設置する施設</li> <li>・指定管理者制度とは =これまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財團法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができることができる制度</li> <li>・行政独立法人とは = 地方独立行政法人の定めに基づいて地方公共団体が設立する法人。</li> </ul>		